

改正後	改正前
第 2 項もしくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>または 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 5 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 6 条～第 5 7 条 《現行どおり》	第 2 項もしくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>または 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 5 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>懲役</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 6 条～第 5 7 条 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日揭示済み)

規 則

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 2 号

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 草津市職員の給与に関する規則(昭和 4 0 年草津市規則第 1 2 号の 2)の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 9 条 《現行どおり》 (勤勉手当の成績率) 第 4 0 条 《現行どおり》 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5 以上 1 0 0 分の 2 1 0 以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 8. 5 以上 1 0 0 分の 1 0 7. 5 未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 8. 5 未満</u> 2 ～ 4 《現行どおり》 第 4 0 条の 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、<u>1 0 0 分の 5 1. 2 5</u>とする。 第 4 0 条の 3 ～ 第 4 4 条 《現行どおり》 別表第 1 ～ 別表第 3 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》	第 1 条～第 3 9 条 《省略》 (勤勉手当の成績率) 第 4 0 条 《省略》 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>1 0 0 分の 1 0 2. 5 以上 1 0 0 分の 2 0 5 以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1 0 0 分の 1 0 2. 5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 3. 5 以上 1 0 0 分の 1 0 2. 5 未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 3. 5 未満</u> 2 ～ 4 《省略》 第 4 0 条の 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、<u>1 0 0 分の 4 5</u>とする。 第 4 0 条の 3 ～ 第 4 4 条 《省略》 別表第 1 ～ 別表第 3 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》

第 2 条 草津市職員の給与に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 9 条 《現行どおり》 (勤勉手当の成績率) 第 4 0 条 《現行どおり》 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>1 0 0 分の 1 0 5 以上 1 0 0 分の 2 0 7. 5 以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 6 以上 1 0 0 分の 1 0 5 未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 6 未満</u>	第 1 条～第 3 9 条 《省略》 (勤勉手当の成績率) 第 4 0 条 《省略》 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5 以上 1 0 0 分の 2 1 0 以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 8. 5 以上 1 0 0 分の 1 0 7. 5 未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 8. 5 未満</u>

改正後	改正前
2～4 《現行どおり》 第40条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、<u>100分の50</u>とする。 第40条の3～第44条 《現行どおり》 別表第1～別表第3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第6号 《現行どおり》	2～4 《省略》 第40条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、<u>100分の51.25</u>とする。 第40条の3～第44条 《省略》 別表第1～別表第3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第6号 《省略》

（草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部改正）

第3条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 （期末手当） 第9条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 《現行どおり》 第10条～第11条 《現行どおり》 （勤勉手当） 第12条 《現行どおり》 2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない 第13条～第15条 《現行どおり》 （勤勉手当の成績率） 第16条 《現行どおり》 （1）勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の210以下</u> （2）勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1</u>	第1条～第8条 《省略》 （期末手当） 第9条 《省略》 2 《省略》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 《省略》 第10条～第11条 《省略》 （勤勉手当） 第12条 《省略》 2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない 第13条～第15条 《省略》 （勤勉手当の成績率） 第16条 《省略》 （1）勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の102.5以上100分の205以下</u> （2）勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>1</u>

改正後	改正前
<u>00分の107.5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の98.5以上100分の107.5未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>100分の98.5未満</u> 第17条～第19条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	<u>00分の102.5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の93.5以上100分の102.5未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>100分の93.5未満</u> 第17条～第19条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》

第4条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 (期末手当) 第9条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日(以下「基準日」という。)現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 第10条～第11条 《現行どおり》 (勤勉手当) 第12条 《現行どおり》 2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を超えてはならない 第13条～第15条 《現行どおり》 (勤勉手当の成績率) 第16条 《現行どおり》 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の105以上100分の207.5以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>100分の105</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の96以上100分の105未満</u>	第1条～第8条 《省略》 (期末手当) 第9条 《省略》 2 《省略》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日(以下「基準日」という。)現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 第10条～第11条 《省略》 (勤勉手当) 第12条 《省略》 2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない 第13条～第15条 《省略》 (勤勉手当の成績率) 第16条 《省略》 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の210以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>100分の107.5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の98.5以上100分の107.5未満</u>

改正後	改正前
(4) 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 6 未満</u> 第 1 7 条～第 1 9 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 2 《現行どおり》	(4) 勤務成績が劣る職員 <u>1 0 0 分の 9 8, 5 未満</u> 第 1 7 条～第 1 9 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 2 《省略》

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する規則、第 3 条の規定による改正後の草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の規定は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年草津市条例第 3 0 号）の公布の日において在職している職員について令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 前項に掲げる規則の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる規則の規定に基づいて支給された給与は、前項に掲げる規則の規定による給与の内払とみなす。
 - 第 1 条の規定による改正前の草津市職員の給与に関する規則
 - 第 3 条の規定による改正前の草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日揭示済み)

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 3 号

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和 4 0 年草津市規則第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 (初任給および昇給の基準) 第 7 条 《現行どおり》 1 ～ 5 《現行どおり》 6 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時	第 1 条～第 6 条 《省略》 (初任給および昇給の基準) 第 7 条 《省略》 1 ～ 5 《省略》 6 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時

改正後	改正前
間勤務職員の給料月額、第 2 条第 1 項第 3 号 および第 4 号の職員にあつては <u>2 2 7,5 0 0</u> 円 とし、その他の職員にあつては、 <u>1 9 2,0 0 0</u> 円とし、これらの額に草津市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例（平成 7 年草津市条例第 1 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条 第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額とする。 7 《現行どおり》 第 8 条～1 2 条 《現行どおり》 別表第 1 （第 4 条第 1 号関係） （別添 1－1 のとおり） 別表第 2 （第 4 条第 2 号関係） （別添 2－1 のとおり） 別表第 3～別表第 4 《現行どおり》	間勤務職員の給料月額、第 2 条第 1 項第 3 号 および第 4 号の職員にあつては <u>2 2 3,2 0 0</u> 円 とし、その他の職員にあつては、 <u>1 8 7,7 0 0</u> 円とし、これらの額に草津市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例（平成 7 年草津市条例第 1 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条 第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額とする。 7 《省略》 第 8 条～1 2 条 《省略》 別表第 1 （第 4 条第 1 号関係） （別添 1－2 のとおり） 別表第 2 （第 4 条第 2 号関係） （別添 2－2 のとおり） 別表第 3～別表第 4 《省略》

付 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定（以下「改正後の規定」という。）は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年草津市条例第 3 0 号）の公布の日において在職している職員について令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

改正後		
別添 1－1 別表第 1 (第 4 条第 1 号関係) 技 能 職 給 料 表		
(単位 円)		
職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	171,200	298,300
2	172,400	300,100
3	173,600	301,700
4	174,800	303,300
5	175,800	304,500
6	177,000	306,500
7	178,300	306,400
8	179,500	307,200
9	180,500	308,100
10	181,300	309,500
11	182,000	310,800
12	182,600	312,000
13	183,500	313,000
14	184,400	314,200
15	185,800	315,400
16	186,900	316,500
17	188,000	317,600
18	189,700	318,700
19	191,300	319,800
20	192,900	320,900
21	194,500	321,900
22	196,200	323,000
23	197,800	324,100
24	199,400	325,200
25	201,000	326,200

改正前		
別添 1－2 別表第 1 (第 4 条第 1 号関係) 技 能 職 給 料 表		
(単位 円)		
職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	151,200	285,500
2	162,300	287,300
3	163,400	288,900
4	164,400	290,500
5	165,300	292,100
6	166,400	293,400
7	167,500	294,500
8	168,600	295,700
9	169,500	296,900
10	169,700	298,500
11	169,700	300,300
12	161,300	301,300
13	162,100	303,100
14	163,200	304,500
15	164,400	306,000
16	165,500	307,300
17	166,600	308,300
18	167,700	310,300
19	168,800	311,900
20	169,900	313,500
21	170,900	314,500
22	172,300	315,900
23	173,600	317,200
24	174,900	318,500
25	176,100	319,600

26	202,700	327,300
27	204,400	328,400
28	206,100	329,400
29	207,400	330,400
30	209,000	331,400
31	210,600	332,400
32	212,100	333,400
33	213,600	334,400
34	215,200	335,300
35	216,900	336,400
36	218,400	337,400
37	220,000	338,400
38	221,700	339,400
39	223,000	340,400
40	224,300	341,300
41	225,600	342,200
42	226,800	343,100
43	228,000	344,000
44	229,200	344,900
45	229,400	345,800
46	229,700	346,800
47	227,800	347,800
48	228,900	348,700
49	230,000	349,600
50	231,100	350,500
51	232,200	351,400
52	233,300	352,200
53	234,400	353,000
54	235,400	353,800
55	236,400	354,600
56	237,300	355,300
57	238,200	356,000
58	239,100	356,800
59	239,900	357,600
60	240,700	358,200
61	247,400	358,900
62	248,600	359,500
63	249,800	360,200
64	251,000	360,900
65	252,100	361,500
66	253,200	362,000
67	254,300	362,500
68	255,400	363,000
69	256,400	363,400
70	257,400	363,900
71	258,400	364,400
72	259,400	364,900
73	260,400	365,400
74	261,300	365,900
75	262,200	366,400
76	263,100	366,900
77	263,900	367,400
78	264,700	367,900
79	265,500	368,400
80	266,300	368,900
81	267,000	369,400
82	269,300	369,900
83	277,400	370,400
84	280,000	370,900
85	282,500	371,400
86	283,800	371,900
87	285,000	372,400
88	286,200	372,900
89	287,300	373,400
90	288,500	373,900
91	289,800	374,400
92	291,100	374,900
93	292,400	375,400
94	293,400	375,900
95	294,400	376,400
96	295,500	376,900
97	296,600	377,400
98	297,800	377,900
99	298,900	378,400
100	300,100	378,900
101	301,300	379,400
102	302,600	379,900
103	303,900	380,400
104	305,200	380,900
105	306,500	381,400
106	307,800	
107	309,100	
108	310,400	
109	311,700	
110	313,000	
111	314,300	
112	315,400	
113	316,300	
114	317,600	
115	318,900	
116	320,200	
117	321,400	
118	322,700	
119	323,900	
120	325,100	
121	326,400	
122	327,600	
123	328,600	
124	329,700	
125	330,400	
126	331,300	
127	332,000	
128	332,800	
129	333,600	

26	177,600	321,000
27	179,100	322,400
28	180,700	323,800
29	181,800	325,300
30	183,200	326,500
31	184,600	327,800
32	186,000	329,000
33	187,300	330,000
34	189,600	330,900
35	191,800	332,000
36	194,000	333,100
37	196,200	334,200
38	197,900	335,200
39	199,400	336,200
40	200,900	337,200
41	202,400	338,100
42	202,600	339,000
43	202,900	339,900
44	203,200	340,800
45	203,500	341,700
46	203,800	342,700
47	205,200	343,700
48	206,600	344,600
49	208,000	346,500
50	209,300	346,400
51	210,600	347,300
52	211,900	348,100
53	213,200	348,900
54	214,400	349,700
55	215,600	350,500
56	216,700	351,200
57	217,800	351,900
58	218,900	352,700
59	219,900	353,500
60	220,900	354,100
61	226,800	354,800
62	228,200	355,600
63	229,600	356,200
64	231,000	356,900
65	232,400	357,500
66	234,000	358,000
67	235,500	358,500
68	236,900	359,000
69	238,100	359,400
70	239,700	359,900
71	241,200	360,400
72	242,600	360,900
73	243,600	361,400
74	245,100	361,900
75	246,400	362,400
76	247,600	362,900
77	248,700	363,400
78	249,700	363,900
79	250,600	364,400
80	251,500	364,900
81	252,400	365,400
82	254,900	365,900
83	262,300	366,400
84	264,900	366,900
85	267,600	367,400
86	269,100	367,900
87	270,700	368,400
88	272,200	368,900
89	273,800	369,400
90	275,500	369,900
91	277,100	370,400
92	278,700	370,900
93	280,300	371,400
94	281,800	371,900
95	283,300	372,400
96	284,800	372,900
97	286,900	373,400
98	287,500	373,900
99	289,000	374,400
100	290,500	374,900
101	291,900	375,400
102	293,500	375,900
103	296,100	376,400
104	296,700	376,900
105	298,200	377,400
106	299,800	
107	301,300	
108	302,800	
109	304,400	
110	306,000	
111	307,600	
112	309,100	
113	310,000	
114	311,500	
115	313,000	
116	314,600	
117	316,200	
118	317,800	
119	319,300	
120	320,800	
121	322,200	
122	323,400	
123	324,500	
124	326,600	
125	326,300	
126	327,200	
127	328,000	
128	328,800	
129	329,600	

改正後

別添2-1
別表第2(第4条第2号関係)
労務職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級
号 給	給料月額
1	166,500
2	167,700
3	168,800
4	169,900
5	171,200
6	172,400
7	173,600
8	174,800
9	175,800
10	177,000
11	178,300
12	179,500
13	180,600
14	181,800
15	183,100
16	184,400
17	185,700
18	187,400
19	189,100
20	190,800
21	192,500
22	194,200
23	195,800
24	197,400
25	199,000
26	200,500
27	202,000
28	203,500
29	205,000
30	206,500
31	208,000
32	209,500
33	211,000
34	212,400
35	213,800
36	215,200
37	216,600
38	217,700
39	218,800
40	219,900
41	220,900
42	221,800
43	222,700
44	223,600
45	224,500
46	225,300
47	226,100
48	226,900
49	227,700
50	230,000
51	231,100
52	232,200
53	233,300
54	234,400
55	235,400
56	236,400
57	237,300
58	238,200
59	239,100
60	239,900
61	240,700
62	241,400
63	242,000
64	242,600
65	243,200
66	243,800
67	244,400
68	245,000

改正前

別添2-2
別表第2(第4条第2号関係)
労務職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400
34	187,100
35	188,800
36	190,500
37	192,200
38	193,300
39	194,700
40	195,800
41	196,800
42	198,200
43	199,400
44	200,600
45	202,100
46	203,100
47	204,000
48	205,100
49	206,200
50	208,000
51	209,300
52	210,600
53	211,900
54	213,200
55	214,400
56	215,600
57	216,700
58	217,800
59	218,900
60	219,900
61	220,900
62	221,800
63	222,700
64	223,600
65	224,500
66	225,400
67	226,300
68	227,200

69	<u>245,500</u>
70	<u>246,000</u>
71	<u>252,100</u>
72	<u>253,200</u>
73	<u>254,300</u>
74	<u>255,400</u>
75	<u>256,400</u>
76	<u>257,400</u>
77	<u>258,400</u>
78	<u>259,400</u>
79	<u>260,400</u>
80	<u>261,300</u>
81	<u>262,200</u>
82	<u>263,100</u>
83	<u>263,900</u>
84	<u>264,700</u>
85	<u>265,500</u>
86	<u>266,300</u>
87	<u>267,000</u>
88	<u>267,800</u>
89	<u>268,600</u>
90	<u>269,300</u>
91	<u>270,000</u>
92	<u>270,800</u>
93	<u>271,600</u>
94	<u>272,300</u>
95	<u>273,000</u>
96	<u>273,800</u>
97	<u>274,600</u>
98	<u>275,300</u>
99	<u>276,000</u>
100	<u>276,700</u>
101	<u>277,400</u>
102	<u>278,100</u>
103	<u>278,800</u>
104	<u>279,500</u>
105	<u>280,200</u>
106	<u>280,900</u>
107	<u>281,500</u>
108	<u>282,200</u>
109	<u>282,600</u>
110	<u>283,100</u>
111	<u>283,600</u>
112	<u>284,100</u>
113	<u>284,600</u>
114	<u>285,200</u>
115	<u>285,800</u>
116	<u>286,400</u>
117	<u>287,000</u>
118	<u>287,600</u>
119	<u>288,200</u>
120	<u>288,800</u>
121	<u>289,300</u>
122	<u>289,800</u>
123	<u>290,300</u>
124	<u>290,800</u>
125	<u>291,300</u>
126	<u>291,800</u>
127	<u>292,200</u>
128	<u>292,600</u>
129	<u>293,000</u>
130	<u>293,400</u>
131	<u>293,800</u>
132	<u>294,200</u>
133	<u>294,600</u>
134	<u>295,000</u>
135	<u>295,400</u>
136	<u>295,900</u>
137	<u>296,200</u>
138	<u>296,700</u>
139	<u>297,200</u>
140	<u>297,700</u>
141	<u>298,000</u>
142	<u>298,500</u>
143	<u>299,000</u>
144	<u>299,300</u>
145	<u>299,700</u>
146	<u>300,200</u>
147	<u>300,700</u>

69	<u>228,100</u>
70	<u>228,900</u>
71	<u>232,400</u>
72	<u>234,000</u>
73	<u>235,500</u>
74	<u>236,900</u>
75	<u>238,100</u>
76	<u>239,700</u>
77	<u>241,200</u>
78	<u>242,600</u>
79	<u>243,600</u>
80	<u>245,100</u>
81	<u>246,400</u>
82	<u>247,600</u>
83	<u>248,700</u>
84	<u>249,700</u>
85	<u>250,600</u>
86	<u>251,500</u>
87	<u>252,400</u>
88	<u>253,300</u>
89	<u>254,100</u>
90	<u>254,900</u>
91	<u>255,600</u>
92	<u>256,700</u>
93	<u>257,900</u>
94	<u>259,000</u>
95	<u>260,200</u>
96	<u>261,400</u>
97	<u>262,500</u>
98	<u>263,600</u>
99	<u>264,700</u>
100	<u>265,800</u>
101	<u>266,900</u>
102	<u>267,900</u>
103	<u>268,900</u>
104	<u>269,900</u>
105	<u>270,900</u>
106	<u>271,800</u>
107	<u>272,700</u>
108	<u>272,900</u>
109	<u>273,500</u>
110	<u>274,400</u>
111	<u>275,300</u>
112	<u>276,200</u>
113	<u>277,100</u>
114	<u>278,100</u>
115	<u>278,900</u>
116	<u>279,800</u>
117	<u>280,600</u>
118	<u>281,400</u>
119	<u>282,200</u>
120	<u>282,900</u>
121	<u>283,500</u>
122	<u>284,300</u>
123	<u>285,100</u>
124	<u>285,800</u>
125	<u>286,500</u>
126	<u>287,200</u>
127	<u>287,900</u>
128	<u>288,700</u>
129	<u>289,200</u>
130	<u>289,700</u>
131	<u>290,100</u>
132	<u>290,500</u>
133	<u>290,900</u>
134	<u>291,300</u>
135	<u>291,800</u>
136	<u>292,300</u>
137	<u>292,600</u>
138	<u>293,100</u>
139	<u>293,700</u>
140	<u>294,200</u>
141	<u>294,500</u>
142	<u>295,000</u>
143	<u>295,500</u>
144	<u>295,800</u>
145	<u>296,200</u>
146	<u>296,700</u>
147	<u>297,200</u>

148	<u>303,700</u>
149	<u>304,300</u>
150	<u>304,900</u>
151	<u>305,500</u>
152	<u>306,200</u>
153	<u>306,900</u>
154	<u>307,600</u>
155	<u>308,200</u>
156	<u>308,900</u>
157	<u>309,600</u>
158	<u>310,200</u>
159	<u>310,800</u>
160	<u>311,500</u>
161	<u>312,200</u>
162	<u>312,800</u>
163	<u>313,300</u>
164	<u>313,800</u>
165	<u>314,400</u>
166	<u>315,000</u>
167	<u>315,600</u>
168	<u>316,000</u>
169	<u>316,500</u>
170	<u>317,000</u>
171	<u>317,300</u>
172	<u>317,800</u>
173	<u>318,300</u>
174	<u>318,700</u>
175	<u>318,900</u>
176	<u>319,200</u>
177	<u>319,400</u>
178	<u>319,700</u>
179	<u>320,000</u>

148	<u>299,800</u>
149	<u>300,400</u>
150	<u>301,100</u>
151	<u>301,700</u>
152	<u>302,500</u>
153	<u>303,200</u>
154	<u>303,900</u>
155	<u>304,500</u>
156	<u>305,200</u>
157	<u>305,900</u>
158	<u>306,500</u>
159	<u>307,100</u>
160	<u>307,800</u>
161	<u>308,500</u>
162	<u>309,100</u>
163	<u>309,600</u>
164	<u>310,100</u>
165	<u>310,700</u>
166	<u>311,300</u>
167	<u>311,900</u>
168	<u>312,300</u>
169	<u>312,800</u>
170	<u>313,300</u>
171	<u>313,600</u>
172	<u>314,100</u>
173	<u>314,600</u>
174	<u>315,000</u>
175	<u>315,200</u>
176	<u>315,500</u>
177	<u>315,800</u>
178	<u>316,100</u>
179	<u>316,400</u>

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日揭示済み)

訓 令

草津市老人医療事務取扱細則を廃止する訓令をここに公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 1 4 号

草津市老人医療事務取扱細則を廃止する
訓令

草津市老人医療事務取扱細則（昭和 5 8 年草津市訓令第 2 号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(令和 6 年 1 2 月 2 日揭示済み)